

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照
条文

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準） 第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。 一 （略） 二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。 イ、ニ （略） ホ 特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。次号トにおいて同じ。）の再生又は処分を行う場合には、厚生大臣が定める方法により行うこと。 三 一般廃棄物の埋立処分に当たっては、第一号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。 イ、ハ （略）	（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準） 第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。 一 （略） 二 一般廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生に当たっては、前号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。 イ、ニ （略） 三 一般廃棄物の埋立処分に当たっては、第一号イ及びロの規定の例によるほか、次によること。 イ、ハ （略）

ト 特定家庭用機器一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、

あらかじめ、前号ホの規定により再生し、又は処分すること。

チ・リ (略)

四 (略)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)(において同じ。)(の収集、運搬及び処分(再生を含む。)(の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)(又は再生に当たっては、次によること。

イ・ロ (略)

ハ 特定家庭用機器産業廃棄物(特定家庭用機器再商品化法第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち産業廃棄物をいう。次号カにおいて同じ。)(の再生又は処分を行う場合には、第三条第二号ホの規定の例によること。

ト・チ (略)

四 (略)

(産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)(において同じ。)(の収集、運搬及び処分(再生を含む。)(の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。)(又は再生に当たっては、次によること。

イ・ロ (略)

三 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。

イㄱワ (略)

カ 特定家庭用機器産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、
第三条第三号トの規定の例によること。

ヨㄴラ (略)

ム ハからラまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物であるものについては、適用しないこと。

四 (略)

2 (略)

三 産業廃棄物の埋立処分に当たつては、第三条第一号イ及びロ並びに第三号ニ及びホの規定の例によるほか、次によること。

イㄱワ (略)

カㄴナ (略)

ラ ハからナまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物であるものについては、適用しないこと。

四 (略)

2 (略)

改 正 案	現 行
（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準） 第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第三号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。 一 五 （略）	（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準） 第五条 廃棄物（次項各号に掲げるものを除く。）を法第十条第二項第三号に規定する場所（以下「埋立場所等」という。）に排出する場合における同号の政令で定める排出方法に関する基準は、次に掲げるとおりとする。 一 五 （略）
六 廃棄物処理令第三条第二号ホに規定する特定家庭用機器一般廃棄物又は廃棄物処理令第六条第一項第二号ハに規定する特定家庭用機器産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものに限る。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第三条第三号トの規定により処理した状態にして排出すること。	
七 廃棄物処理令第六条第一項第二号ハに規定する特定家庭用機器産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条第一項第三号カの規定により処理した状態にして排出すること。	

八 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは同号レ若しくは第六条の四第一項第三号イ(5)若しくは同号ソに規定する汚泥又はこれらの汚泥を処分するために処理したもの(総理府令で定める基準に適合しないものに限る。)を排出する場合においては、総理府令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

九 (略)

十 廃棄物処理令第一条第二号又は廃棄物処理令第二条の四第六号若しくは第七号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号チに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十一 感染性一般廃棄物(廃棄物処理令第一条第三号に規定する感染性一般廃棄物をいう。)又は感染性産業廃棄物(廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。以下同じ。)(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものに限る。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号リに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

六 廃棄物処理令第六条第一項第三号ハ(5)若しくは同号タ若しくは第六条の四第一項第三号イ(5)若しくは同号ソに規定する汚泥又はこれらの汚泥を処分するために処理したもの(総理府令で定める基準に適合しないものに限る。)を排出する場合においては、総理府令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

七 (略)

八 廃棄物処理令第一条第二号又は廃棄物処理令第二条の四第六号若しくは第七号に掲げる廃棄物を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ロの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号トに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

九 感染性一般廃棄物(廃棄物処理令第一条第三号に規定する感染性一般廃棄物をいう。)又は感染性産業廃棄物(廃棄物処理令第二条の四第四号に規定する感染性産業廃棄物をいう。以下同じ。)(廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものに限る。)を排出する場合においては、廃棄物処理令第四条の二第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第三条第三号チに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十二 感染性産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の四第一項第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ソに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十三 廃石綿等（廃棄物処理令第二条の四第五号へに規定する廃石綿等をいう。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の四第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ラに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、廃棄物処理令第六条の四第一項第二号トの規定による処理を行わないで排出する場合には、同項第三号ルの規定の例により排出すること。

十四・十五 （略）

2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海洋（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物

十 感染性産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項第二号に規定する廃棄物であるものを除く。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の四第一項第二号ハの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号レに規定する基準に適合する状態にして排出すること。

十一 廃石綿等（廃棄物処理令第二条の四第五号へに規定する廃石綿等をいう。）を排出する場合においては、廃棄物処理令第六条の四第一項第二号トの規定により処理し、当該処理により生じた廃棄物を廃棄物処理令第六条第一項第三号ナに規定する基準に適合する状態にして排出すること。ただし、廃棄物処理令第六条の四第一項第二号トの規定による処理を行わないで排出する場合には、同項第三号ルの規定の例により排出すること。

十二・十三 （略）

2 次に掲げる廃棄物を埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、当該埋立場所等に廃棄物及び海水が海洋（第一号から第三号までに掲げる廃棄物にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設が設けられ、当該埋立場所等が当該埋立場所等以外の海域（第一号から第三号までに掲げる廃棄物

にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）としや断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が総理府令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

一・二 (略)

三 廃棄物処理令第六条第一項第三号ヨ及び第六条の四第一項第三号タに規定する廃棄物

四・五 (略)

3 前項各号に掲げる廃棄物のうち次の表の上欄に掲げるものを埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、前項に定めるもののほか、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該埋立場所等に余水吐きが設けられていない場合には、同表第一号及び第三号の上欄に掲げる廃棄物についてはそれぞれ同表第一号下欄イ及び同表第三号下欄イに掲げる排出方法に関する基準は、適用しないものとする。

にあつては、当該埋立場所等以外の場所。以下この項において同じ。）としや断されている場合を除き、当該埋立場所等から廃棄物及び海水が海洋に流出し、又は浸出しないよう護岸、外周仕切施設その他の施設を設けることにより当該埋立場所等を当該埋立場所等以外の海域としや断した上で排出することとする。この場合において、当該埋立場所等から海洋に流出し、又は浸出してはならない廃棄物には、当該埋立場所等にある他の廃棄物を含み、海水には、当該埋立場所等に設けられている余水吐きから流出する海水でその水質が総理府令で定める基準に適合しているものを含まないものとする。

一・二 (略)

三 廃棄物処理令第六条第一項第三号カ及び第六条の四第一項第三号タに規定する廃棄物

四・五 (略)

3 前項各号に掲げる廃棄物のうち次の表の上欄に掲げるものを埋立場所等に排出する場合における法第十条第二項第三号の政令で定める排出方法に関する基準は、前項に定めるもののほか、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該埋立場所等に余水吐きが設けられていない場合には、同表第一号及び第三号の上欄に掲げる廃棄物についてはそれぞれ同表第一号下欄イ及び同表第三号下欄イに掲げる排出方法に関する基準は、適用しないものとする。

一 (略)	廃棄物	排出方法に関する基準
二 (略)		
三 (略)		
四 (略)		

イ (略)
ロ 当該廃棄物が第一項第八号に規定する廃棄物である場合においては、総理府令で定める基準に適合する状態にして排出すること。

一 (略)	廃棄物	排出方法に関する基準
二 (略)		
三 (略)		
四 (略)		

イ (略)
ロ 当該廃棄物が第一項第六号に規定する廃棄物である場合においては、総理府令で定める基準に適合する状態にして排出すること。